

入 札 説 明 書

業務件名 県庁舎警備業務

岩手県総務部管財課

入札説明書

この入札説明書は、本県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 業務件名及び数量
県庁舎警備業務 一式
- (2) 業務の仕様その他明細
別添仕様書による。
- (3) 履行期間
令和 8 年 11 月 1 日から令和 11 年 10 月 31 日まで
- (4) 履行場所
岩手県庁舎（盛岡市内丸 10 番 1 号）
緑の広場（盛岡市本町通一丁目 70 番 1 号）

2 入札参加者資格

次の全てを満たす者であること。なお、(6)に示す入札参加者資格については、岩手県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7・8・9 年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿の常駐警備に登録されている者で、盛岡市内に本店又は主たる営業所を有していること。
- (3) 施設の常駐警備業務を令和 3 年 1 月 1 日以降、12 か月以上継続して履行した実績を有する者（12 か月以上継続する契約を履行している者を含む。）であること。
- (4) 岩手県県税条例（昭和 29 年岩手県条例第 22 号）第 3 条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立をしている者若しくは再生手続開始の申立がなされている者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立をしている者若しくは更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事等に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止の措置及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- (8) 岩手県から措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合は、入札書提出日現在において措置を受けた日から 1 月を経過していること。

また、入札書提出日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置又は庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、次の書類を令和8年9月11日（金）までの閉庁日を除く午前9時から午後5時までに17(2)の場所に提出しなければならない。

また、入札参加者は、提出した書類について知事から説明を求められた場合には、説明をしなければならない。

なお、当該書類の補足又は補正は、令和8年9月15日（火）午後5時まで認める。

ア 入札参加者資格を証明する書類

- (ア) 入札参加者資格審査申請書（別紙「様式1」）
- (イ) 警備業務に関する履行実績証明書（別紙「様式2」）

なお、本件調達に係る業務の履行実績を有する者にあつては、当該証明書の証明者の記名押印を省略することができる。

- (ウ) 納税証明書（申請書を提出する日の属する年の直前1年間に岩手県に納付した岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第3条に掲げる税目の納税証明書（様式第111号イ）及び消費税の納税証明書（税務署が発行する「その3の2」又は「その3の3」をいう。）の写し

- (エ) 資本関係・人的関係に関する届出書（別紙「様式3」）

イ 業務が履行できることを証明する書類

- (ア) 業務が履行できることの誓約書（別紙「様式4」）
 - ・ 国又は他の地方公共団体における同種業務の履行状況等
 - ・ 従業員の労働福祉の状況等

- (イ) 業務従事予定者名簿（別紙「様式5」）

年度当初からの業務実施を確実なものとするため、次の全ての要件を満たす従事者を配置すること。

- ・ 名簿に記載された業務従事予定者の半数以上を、事業開始日から3か月以上配置すること。
- ・ 上記配置者（事業開始日から3か月以上配置する従事者）は、施設の常駐警備業務を概ね3年以上経験した者とする。

※注：上記2つの要件を満たす配置者は、名簿に「○」印を付すこと。

落札決定後、業務開始日までに確定した業務従事者名簿を提出するとともに、その後変更が生じた場合には速やかに変更した名簿を提出すること。

- (ウ) 業務従事者への指導監督を行う者に係る履歴書

- (エ) 業務実施体制（組織）図及び緊急時連絡体制図

- (2) 入札参加者は、本説明書（仕様書及び別紙契約書案を含む。以下「説明書等」という。）を踏まえて、入札しなければならない。

4 資本関係等のある会社の参加制限

次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、入札に重複して入札参加資格審査申請書を提出することができない。

なお、これらの関係にある複数の者から申請があった場合は、その全ての者の入札を認めないものとする。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ア 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 号第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合とその組合員又はその会員の場合

(4) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)から(3)までと同視し得る関係があると認められる場合

(5) 入札参加希望者が(1)から(4)までの制限に対応することを目的に連絡を取ることは、公正な入札の確保に抵触するものではない。

5 入札の方法等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(2) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。なお、金額の訂正はすることができない。

また、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

6 代理入札に関する事項

代理人に入札に関する行為をさせようとする者は、入札書の提出の際に委任状を提出しなければならない。

7 入札書記載事項

- (1) 入札年月日
- (2) 頭書に「入札書」である旨記載
- (3) 入札金額
- (4) 入札件名
- (5) あて名（「岩手県知事」とする）
- (6) 入札参加者住所・氏名・印（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名、受任者氏名・印（頭書に「上記代理人」と記載））

8 入札及び開札の日時及び場所等

令和8年9月24日（木） 午前10時00分 岩手県庁舎地階管財課会議室

- (1) 入札場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (3) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 入札保証金に関する事項

入札保証金は免除する。

10 入札への参加

3(1)により提出された書類を審査した結果、仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

11 入札の無効

次のいずれかの項に該当する入札は無効とする。

- (1) 一般競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状の提出がなされていない代理人のした入札
- (3) 同一入札参加者又は代理人からの2つ以上の入札
- (4) 入札参加者又はその代理人が同時に他の入札参加者の代理をした入札
- (5) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 記名押印のない入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 他の入札参加者の入札参加資格を妨害する行為又は入札事務担当職員の職務執行を妨害する行為を行った者の入札

12 落札者の決定方法等に関する事項

- (1) 本入札においては、最低制限価格を設ける。

- (2) 本件調達に係る入札公告に示した入札参加者資格を証明した書類及び入札書を提出期限までに提出した入札参加者であって、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、最低制限価格に満たない入札を行ったものは、最低の価格の入札者であっても落札者とはならないこと。

- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (4) (3)の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (5) 落札者が契約者の指定する期日に契約を締結しないときは、落札を取り消すことがある。

13 再度入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札に付する。
- (2) 開札に立ち会わない競争参加者又はその代理人は、再度入札に加わることができない。8(3)により、入札場から退去させられた者も、また同様とする。

14 契約成立要件

落札の決定後、この入札に付する委託業務に係る請負契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げる要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。

- (1) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（県が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (2) 岩手県から措置基準に基づく指名停止の措置又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。
- (3) 岩手県から庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止の措置又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。
- (4) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

15 契約に関する事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は契約金額の100分の5以上の額とする。

ただし、岩手県会計規則（平成4年3月31日規則第21号）第112条に該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。

- (3) 契約の条項は別添「委託契約書」による。

16 本説明書等についての疑義

- (1) 本説明書等について疑義がある場合には、令和8年9月3日（木）までに書面により岩手県総務部管財課まで申し出ることができる。
- (2) 前号の疑義に対する回答は、管財課内において令和8年9月9日（水）まで回答書を閲覧に供して行う。

17 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、全て当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

岩手県総務部管財課公共施設マネジメント担当 電話番号 019-629-5116（直通）